

デジタル社会の実現に向けた提言

～ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化のために ～

政府は、コロナ禍で顕在化した我が国のデジタル化の遅れに対処するとともに、国際競争力の強化及び国民の利便性の向上や、少子高齢化の進展への対応など直面する課題の解決を図るため、デジタル社会の形成を強力に推進することとし、本年9月には、その司令塔となるデジタル庁を創設した。

このデジタル庁を中心に未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に進め、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、これに向け、徹底的な国民目線によるサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を図るとしている。

デジタル庁においては、その創設後直ちに、総理を議長に全閣僚で構成される「デジタル社会推進会議」や有識者による調査審議の場である「デジタル社会構想会議」を開催し、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進するための指針となる「デジタル社会の形成に関する重点計画（新重点計画）」の策定を進めているところである。

また、岸田総理の下、政府においては、成長戦略の柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めるため、5Gなどのデジタルインフラの整備を進め、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしている。

全国知事会としては、こうした国の動きに呼応し、47都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

ついては、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

I デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

1 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現

国においては、過疎化や高齢化といった地方の課題を、デジタルを実装することで解決する「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、様々な分野において地方からデジタル化に取り組むとしている。

今般、新たに設置されたデジタル田園都市国家構想実現会議で、構想の具体化を図るとともに、デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、規制改革、行政改革

を一体的に検討するとしていることから、その取りまとめにあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方の活性化に確実につながるものとする。

また、国は、構想の実現に向けて、国と地方が一体となって施策の推進を図るため、新たに「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を創設して、大規模に展開するとしている。全国知事会としても大いに期待しているところであり、交付金の創設にあたっては、十分な規模の予算を確保するとともに、地方が地域の実情を踏まえて、柔軟にデジタル投資を行える制度とするなど、財源確保も含め国の政策を総動員し、地方の取組を強力に支援すること。

2 地方の意見を反映した「新重点計画」の策定と着実な施策の推進

「デジタル社会形成基本法」に基づく国の「新重点計画」については、全国知事会も参画するデジタル社会構想会議での議論も踏まえ、策定が進められているところであり、引き続き地方とも十分に協議の上で作成し、全ての国民が、豊かで活力あふれるデジタル社会のイメージを共有できる内容とするとともに、様々な主体が一体となり、社会全体のデジタル化に向けた取組を進められるよう、目標とする項目や達成する時期等を分かりやすく、明確に示すこと。

その上で、取組の推進に当たっては、司令塔となるデジタル庁を中心に省庁間の縦割りを排し、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、迅速かつ集中的に実施すること。

3 地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

(1) 光ファイバの整備促進

国における、光ファイバ整備等の支援に係る予算措置の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大が、従前、整備が進まなかった地域での整備促進につながったものの、様々な事情により整備に未着手の地域も残されていることから、こうした支援制度の拡充に継続的に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、今後、整備が進む光ファイバ等のブロードバンド基盤

を用いた配信サービス等を活用することで、施設更新費用の低減など難視聴地域の負担軽減を図ること。

(2) 光ファイバの高度化支援

新たな生活様式の実践により普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強や機器更新等による性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。

(3) 光ファイバ等のユニバーサルサービス化

将来に向けて、国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要があり、安定的な財源の確保が不可欠である。

国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の「中間とりまとめ」においては、有線ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付け、交付金制度による支援が必要であるとの方向性が示されたが、交付金の支援対象経費は維持運用経費とし、更新費を支援対象とすることは継続検討とされたことから、その支援対象経費に更新費を含めることを明確化するとともに、設備等の拡充に係る整備費についても支援対象とすること。

また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者に対する配分については、整備・維持に多額のコストを要する過疎地や離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。

さらに、条件不利地域においては、無線ブロードバンドサービスを事業者のみで提供できないことから、山間部の道路等において整備が進んでおらず、一部では公設で整備した携帯電話基地局を利用してサービスを維持している状況を踏まえ、条件不利地域における無線ブロードバンドの整備・維持管理についても、有線ブロードバンドと同様にユニバーサルサービス制度の対象とすること。

(4) 公設光ファイバ等の民間移行に対する支援

公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。このため、効率的な管理運営を進める観点から民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり協議が進展しないため、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度について、更なる拡充を図るとともに、民間移行が完了するまでの間の運営についても支援すること。

(5) DXを推進するための5Gの普及促進

DXの基盤として進展が期待されている5Gは、商用サービス開始以来、携帯電話事業者による基地局の整備が進み、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）においては、令和5年度（2023年）末までに、地域カバー率を98%まで高めることが示され、取組を加速するとされている。現状では、都市部を中心に整備が進められているが、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要があり、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であること、運用管理技術を有する人材の不足などから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。昨年末、周波数帯域として拡大されたSub6帯では、システム構築が容易になることから、経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、システム構築及び人材育成に係る技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

(6) データセンターの強化・最適配置

今後のDXの推進による情報処理量の増大に伴い、データセンターの重要性は増している。現状、データセンターは都市部に集中しているが、レジリエンス強化、トラヒックの地方分散、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点から、国内に分散配置される必要があるため、その配置にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、立地を促進するための支援制度を創設すること。

4 多様な主体によるデータ利活用環境の整備

データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めるとともに、先般、多くの自治体が利用するサービスにおいて、個人情報の管理に係る懸念から、一時的にサービスを停止せざるを得なくなる事例も生じたことから、個人情報を取り扱う事業者における情報管理の在り方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。

また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図ること。

また、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンスオンリーの実現やオープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を行うこと。

なお、「ベース・レジストリ」については、地方自治体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方自治体に過度な負担を課すことがないように、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

また、地方自治体が独自に行うオープンデータを活用した地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

5 誰一人取り残さないデジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

なお、国の「デジタル活用支援推進事業」については、令和7年度までの目標が示されているが、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、着実に実施すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

加えて、携帯電話はもはや国民の生活必需品であり、今後のデジタル社会を支える重要インフラとしての役割を果たすものであることから、利用者にとって適正な価格で質の高いサービスの実現が求められる。国の主導により料金の引下げ等が行われた

ところであるが、事業者間の活発な競争を通じてより低廉で多様なサービスが提供されるよう、引き続き公正な競争環境を整備するための取組を進めること。

6 デジタル社会を支える人材の確保・育成

デジタル社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。

また、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

さらに、地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方自治体において柔軟な運用が可能となるよう、措置を講じること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。併せて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

7 自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築

オンライン化、ワンストップ・ワンズオンリーの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施すること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのAPI連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、UI・UXの向上や、申請可能となる行政手続の更なる拡大、APIの開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オ

ンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むこと。

なお、「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系17業務について、国が構築する共通クラウド基盤「ガバメントクラウド」を利用し、原則令和7年度（2025年）までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において早急に的確な情報提供を行うとともに、これまで地域において自治体クラウドの取組が進められてきたことなども踏まえて、地方自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

特に、「自治体DX推進手順書」において、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容などが示されたところであり、引き続き、地方の実情を踏まえ適宜内容を見直すとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること。

また、法定受託事務や災害対応業務など全国で一定の水準が要求されるものや、AIやRPAなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政的支援を行うこと。

さらに、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消など、業務改革を含めた地方自治体独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を十分に聞き、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとする。

また、AIなどの新たな技術の活用を行う場合、調達実績のないスタートアップ企業等の採用や開発契約における性能保証の方法など、現行の調達制度に馴染まない側面があり、「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会」においても指摘されていることから、国において調達のルールづくりを速やかに行うとともに、地方に情報提供すること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

8 マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバーはデジタル社会における個人認証の共通基盤であることから、国において、制度の意義や、オンライン申請が可能となる行政手続の内容や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、様々な広告媒体を活用して国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解と令和4年度（2022年）末までに全国民のカード取得につながるよう、取組を強化すること。

さらに、法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーの利便性向上に向けては、本年10月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まったところであるが、引き続き、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証の導入など暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

また、今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的で、マイナンバーを活用するシステムについては、国において、あらかじめ対象業務を指定し、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。

さらに、これらに伴い必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

9 サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところである。地方自治体においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、地方自治体に国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となる。このことを踏まえ、昨年12月に「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、「三層の対策」の見直しとこれに必要な技術的要件などが示されたことから、今後、新たなガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なPR活動を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス(受動的な防御)だけでなく、アクティブディフェンス(能動的な防御)についても検討すること。

10 デジタル社会における情報モラル向上等に向けた体制強化

差別と偏見のないデジタル社会の実現には、情報を正しく安全に活用することが重要であり、情報発信に関する情報モラルに関する教育や啓発活動を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症に関するインターネット上の誹謗中傷など匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、人権侵害に係るネットモニタリング体制の構築、不適切情報の削除を強化し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

加えて、国においては「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等さらなる体制強化を図るとともに、他の相談機関とも連携し、対応の充実に努めること。

1.1 デジタル化推進のための国と地方の協議の場

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

Ⅱ 「3つのS」で進めるデジタル社会の実現

1 Smart Government（スマート・ガバメント）

デジタル・ガバメントの基盤の上に立って、更なる住民サービスの向上・行政の効率化を実現する「Smart Government（スマート・ガバメント）」の構築に向け、以下の事項に取り組むこと。

（1）利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務の在り方の見直し

国の法令に基づいて地方自治体が行う行政手続のうち利用者の利便性を阻害するものについては、迅速な見直しを行うとともに、その方針やガイドラインの策定に当たっては、地方自治体の現場に混乱のないように進めること。

行政手続のオンライン化については、国でワンストップ化できるものをより早期に検討し実現させるとともに、地方自治体の独自手続についても、利用者にとって簡便なシステムの構築に向けた支援を行うこと。

デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行い、業務をスリム化・効率化することも重要であるため、単なるシステムや業務の統一・標準化ではなく、併せて最適化も図ること。

データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方自治体がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤を構築すること。

民間が所有するビッグデータ、特に位置情報を行政にも活用していく取組が重要であり、地方自治体の取組に対する支援策を講じること。また、災害時において、民間が所有する携帯電話の位置データを救助活動に利用するなど、緊急時に民間データを活用することができるような仕組みの構築に向け、地方自治体の取組を後押しする支援や環境整備を行うこと。

（2）テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上

限られた資源を効果的・効率的に活用し、政策の有効性を高めるため、データを活用したEBPM（Evidence Based Policy Making）を進めるとともに、政策評価の実施においても、データを活用した定量的な評価手法を整備すること。

スマート・ガバメントの早期実現に向けて、地方自治体が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、短期的な視点からは導入・活用に当たっての財政的な支

援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなどの人的・財政的支援策を強化・充実すること。また、長期的な視点からは、全ての地方自治体において官民の最先端技術や先進事例を円滑に採り入れ、住民サービスの向上・行政の効率化を図る取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案し、横展開を促進する総合支援窓口を設置すること。

政府では、マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討に当たっては、地方が行う独自の政策にも利用できるよう、地方の意見を踏まえて制度設計を進めること。

2 Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)

テクノロジーを活用して社会課題の解決や社会変革を起こす「Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)」の展開に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速

新たなテクノロジーを活用して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。

産業現場における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の導入・実証を加速すること。

特に労働力確保が喫緊の課題となっている第一次産業、新型コロナウイルス感染症により経営基盤が大きく棄損した第三次産業は、DXの現場への導入が急がれる。疲弊した地域経済を再建するためにも、これらの産業へのDX導入加速化支援を充実すること。

今般の新型コロナウイルス感染症により進んだ医療や教育などにおけるデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。

近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」を踏まえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ作成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。

また、脱炭素社会の実現に向けて、デジタル技術の活用は不可欠であることから、電力供給をはじめとするエネルギー供給のデジタル化などの取組に対して財政支援を実施すること。

(2) デジタル時代に向けた規制改革等の推進

ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行（レベル4）での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方自治体の意見を聞いた上、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。

医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

3 Smart Workstyle (スマート・ワークスタイル)

テクノロジーを活用した新しい働き方「Smart Workstyle (スマート・ワークスタイル)」の実現に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

社会全体で働き方改革が進む中、地方自治体においてもテレワークやフレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方を実現する必要がある、環境整備に関する財政支援や法整備を行うこと。

また、民間企業等に対してもテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革の導入を加速する仕組みを構築・整備すること。具体的には、国が実施している各種助成金制度の拡充、及び制度の継続実施などにより支援を強化すること。また、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、国が確実に財政措置を行うこと。

働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障がいがある方やコミュニケーションに障がいがある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、共に働くことが当たり前の社会を実現するため、既に活用が推進されてきているテレワーク等に加え、障がい者が働く可能性を広げるツールとして、AIやロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。

また、介護現場において、身体的負担に加えて、新型コロナウイルス感染防止対策が極めて重い負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやICTの導入に対する財政支援を拡充すること。

リモートワーク等を活用した副業・兼業にあたっては、企業には労働時間の把握の難しさや健康管理を行うべき方法が不明確であること、また、労働者には労災保険給付の算定や、雇用保険、社会保険などが非適用になるケースが発生するなどの制度的課題がある。全国各地の中小企業が外部人材を受け入れやすくするため、現行制度における課題を明確にし、労働法制を整備すること。加えて、労務管理のあり方を示したガイドライン等により、企業への周知を図ること。

(2) ワークেশョンによる新しい働き方の促進

コロナの時代の「新しい日常」に適応できる新しい働き方・ライフスタイルの実現に向け、政府の一元窓口となる「ワークেশョン推進本部（仮称）」の設置、ワークেশョン関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワークেশョンを積極的に推進すること。

また、企業等に対してワークেশョンの助言なども行う社会保険労務士等の専門家派遣などにより、柔軟な働き方を可能とする就業規則の整備や適切な労務管理を企業側に促すこと。

令和3年11月19日

全 国 知 事 会